

1 プラン策定の背景

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 2 条で定義されている、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」である「男女共同参画社会」の実現は、我が国における最重要課題として位置づけられています。

また、人口減少の進展や人口構造の変化は、社会の担い手不足を引き起こし、地域のコミュニティ機能の低下や、日本の経済成長の鈍化、財政・社会保障制度をめぐる環境の悪化等社会に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

このようななか、女性をはじめとする潜在的な力をもつ様々な人材の活躍の重要性が増し、期待が高まっています。

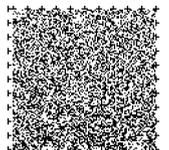
岩出市は、これまでも男女共同参画社会の実現にむけて様々な施策に取り組んできました。一定の成果は見られるものの、今もなお解決しなければならない課題が多く存在します。

本プランは、これまでの取り組みにおける課題や住民意識調査の結果を踏まえ、社会経済情勢に対応した新たな視点を設けるとともに、すべての人が生きやすい男女共同参画社会の実現に向け、ここに本プラン「第 4 次岩出市男女共同参画プラン」を策定します。

（1）国の動き

国は、平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国における重要課題として位置づけています。

男女共同参画社会基本法に基づき、平成 12 年「男女共同参画基本計画」、平成 17 年「男女共同参画基本計画（第 2 次）」、平成 22 年 12 月に「第 3 次男女共同参画基本計画」を経て平成 27 年 12 月に「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定し、女性の活躍促進による経済活性化、女性に対するあらゆる暴力の根絶、困難を抱えた人々への対応等の取り組み等が進められています。



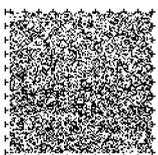
また、同年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が可決、成立し、地方公共団体における推進計画や事業主に対しては行動計画を定め、推進を図ることとされています。

(2) 県の動き

県は、平成14年3月に「和歌山県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて、条例に基づき、平成15年3月に「和歌山県男女共同参画基本計画」を策定し、平成19年3月には改定を行い、男女共同参画社会を形成するための様々な施策を総合的・計画的に推進しています。平成23年に「第3次和歌山県男女共同参画基本計画」を策定し、「各分野での女性の積極的な登用促進」、「防災・災害復興体制整備の方針決定過程への女性の参画推進」、「市町村における男女共同参画推進」等を盛り込み、「元気な和歌山」の実現に向け、様々な取り組みを効果的に進めており、今後も、県民や事業者、県内各市町村との連携・協働のもと、取り組みを推進していくこととしています。

(3) 岩出市の動き

岩出市では、平成15年3月に「岩出市男女共同参画プラン」を策定し、また平成18年3月には「第2次岩出市男女共同参画プラン」、さらに平成24年3月には「第3次岩出市男女共同参画プラン“ハーモニープラン ～共に歩もう 輝く未来へ～”」を策定し、岩出市民が性別にかかわらず、個人として尊重し合うとともに、お互いが自立し、あらゆる分野で対等のパートナーシップを発揮できる社会の実現を目指したまちづくりを推進しています。



2 プランの位置付け

本プランは、男女共同参画社会基本法第 14 条第3項に基づく、「市町村男女共同参画基本計画」として位置づけます。

国の第4次男女共同参画基本計画、和歌山県男女共同参画基本計画、第2次岩出市長期総合計画及び岩出市人権施策基本方針との整合性を図りながら男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するための指針として策定します。

なお、本プランの「基本目標3 働きやすい環境の整備」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律を、「基本目標4 安全・安心して暮らせる環境づくり」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律をそれぞれ反映させたものとします。

3 プランの期間

プランの計画期間は、平成 29 年度（2017 年）から平成 33 年度（2021 年）までのおおむね5か年とします。

